障生第２４４５号

 　　　令和２年３月６日

指定障がい福祉サービス事業所

指定障がい者支援施設 　　　　代表者様

指定一般相談支援事業所

大阪府福祉部障がい福祉室

生活基盤推進課長

基本報酬や各種加算の届出に関するお知らせについて（通知）

日頃から本府の障がい福祉施策等の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

標記について、各事業所様におかれましては、令和２年４月以降の基本報酬や各種加算について引き続き算定できるかどうか前年度利用実績等算定要件の見直しを行ってください。算定要件の見直しの結果、基本報酬や各種加算に変更が生じる場合は、来庁の予約を行い、令和２年４月１５日（水）までに来庁し、下記必要書類を提出して下さい。なお変更がない場合は、提出不要です。

また権限移譲を実施している市町村に所在する事業所におかれては、所管の市町村又は広域事業者課にお問い合わせください。

記

１　基本報酬

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 提出書類 |
| 就労移行支援サービス費（一般就労移行後の定着実績） | 1．介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表2. 就労移行支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書3. 就労定着者の状況（別添） |
| 就労継続支援Ａ型サービス費（利用者一日あたりの平均労働時間） | 1．介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表2．就労継続支援Ａ型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書 |
| 就労継続支援Ｂ型サービス費（障がい者に支払う平均工賃） | 1．介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表2．就労継続支援Ｂに係る基本報酬の算定区分に関する届出書　※前々年度の届出書も必要な場合があります（３ 様式等について参照） |
| 就労定着支援サービス費（就労定着者数の割合） | 1．介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表2．就労定着支援に係る基本報酬の算定区分に関する届出書3．就労継続者の状況（別添１） |
| 地域移行支援サービス費（地域生活に移行した者の数） | 1．介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表2. 地域移行支援サービス費にかかる届出書（区分Ｉを算定する場合） |

２　各加算

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 提出書類 |
| 就労移行支援体制加算（生活介護、自立訓練、Ａ型、Ｂ型） | 1．介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表2．就労移行支援体制加算に関する届出書（介給別紙6-2） |
| 人員配置体制加算（療養介護、生活介護） | 1．介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表2．人員配置体制加算に関する届出書（療養介護：介給別紙24、生活介護：介給別紙24-2） 3．勤務体制及び勤務形態一覧表4．組織体制図5．付表 |
| 視覚・聴覚言語障害者支援加算（生活介護、自立訓練、就労移行支援、Ａ型、Ｂ型、共同生活援助） | 1．介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表2．視覚障害者又は言語聴覚障害者の状況（介給別紙3）3．勤務体制及び勤務形態一覧表4．組織体制図  |
| 夜勤職員配置体制加算（施設入所支援） | 1．介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表2．夜勤職員配置体制加算に関する届出書（介給別紙26） |
| 移行準備支援体制加算（Ⅰ）（就労移行支援） | 1．介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表2．移行準備体制加算（Ⅰ）に係る届出書（介給別紙21） |
| 重度者支援体制加算（Ａ型、Ｂ型） | 1．介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表2．障がい基礎年金１級を受給する利用者の状況（介給別紙5） |
| 目標工賃達成指導員配置加算（Ｂ型） | 1．介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表2．目標工賃達成指導員対象施設の配置状況（介給別紙19）3．勤務体制及び勤務形態一覧表4．組織体制図5．付表 |
| 就労定着実績体制加算（就労定着支援） | 1．介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表2．就労定着実績体制加算に関する届出書（介給別紙33） |
| 夜間支援体制加算（自立訓練宿泊型、共同生活援助） | 1．介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表2. 共同生活援助に係る体制（介給別紙9）3. 夜間支援体制加算に関する届出書（介給別紙11）4．宿泊型自立訓練夜間支援体制加算届出書（介給別紙9-2） |

※Ａ型、Ｂ型とは、就労継続支援Ａ型、就労継続支援Ｂ型のこと

３　様式等について

　　　付表、組織体制図、勤務形態一覧表、基本報酬関係はこちら

　　　<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/shinki_shougaisha.html>

　　　介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書兼体制等状況一覧表、介給別紙はこちら

　　　<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/kaigokyu-huhi.html>

「平成30年度報酬改定等に関するＱ＆Ａ」及び「留意事項通知等の一部改正」について

<http://www.pref.osaka.lg.jp/jigyoshido/jiritu_top/ryuuijikoujikou.html>

※就労系の事業所におかれましてはQ＆AVOL.2、VOL.4、VOL.5基本報酬区分の考え方に関する内容が記載されておりますので参照ください。

令和２年2月20日付け厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課より発出されました「新型コロナウイルスへの対応に伴う就労継続支援事業の取扱いについて」の「災害等で一定の条件を満たす場合には、前年度に代えて前々年度の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とするとされているところであり、今回の新型コロナウイルスへの対応についても、同等に取り扱うことを可能にします。具体的には、当該事業所又は取引先企業等において新型コロナウイルスへの対応が必要となった場合において、これに伴い、生産活動収入の減少が見込まれ、当該事業所の工賃支払い額が減少することが明らかであると都道府県、指定都市又は中核市が認めた場合にも可能とします。」という記述を踏まえ、「前々年度」の平均工賃月額を基本報酬の算定区分とする事業者様においては、確認のため「前年度」と「前々年度」の基本報酬届出書を各1枚ずつ作成し、来庁の上、審査担当者に提出してください。

【就労継続支援B型事業所のサービス費について】

【その他】

＜前年度における一般就労した利用者の定着率に応じて見直しが必要となる加算＞

就労移行支援体制加算

＜前年度の利用者数の実績などに応じて見直しが必要となる加算＞

人員配置体制加算、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

夜勤職員配置体制加算、夜間支援体制加算

移行準備支援体制加算（Ⅰ）など

４　提出先（事前予約は、下記**【電話予約】**参照）

大阪府別館１階 大阪府福祉部障がい福祉室 生活基盤推進課指定・指導グループ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koho/location/location02.html>

**【電話予約】**

大阪府福祉部障がい福祉室

生活基盤推進課　指定担当

代表 06-6941-0351

内線4487,4519,4520, 2461,